

史跡乙訓古墳群（芝古墳）における史跡公園仮整備基本計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

史跡乙訓古墳群（芝古墳）における史跡公園仮整備基本計画策定業務

2 業務目的

史跡乙訓古墳群（芝古墳）は、我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考える上で極めて重要な遺跡であることから、文化庁から公有化の指示があることに加え、竹害による崩壊などから守るため、史跡の公有化を行ったところである。

本業務は公有化後、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした史跡芝古墳における史跡公園の最適な仮整備について検討し、具体的な整備規模、整備スケジュール、整備内容等を盛り込んだ「史跡乙訓古墳群（芝古墳）における史跡公園仮整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定することを目的とする。

なお、本件の基本計画は、あくまで公有化事業が完了するまでの仮整備であることに留意すること。

3 履行期間

契約の日の翌日から令和2年3月31日まで

4 履行場所

(1) 計画場所

京都市西京区大原野石見町632番3

(2) 敷地面積

1938.64㎡

5 史跡芝古墳の概要

芝古墳は、桂川右岸に広がる乙訓地域（現在の行政区分では京都市の一部、向日市、長岡京市、大山崎町が該当する）に造成された前方後円墳、前方後方墳などの首長墓からなる古墳群である乙訓古墳群に属する。古墳時代前期後葉から中期初頭頃に畿内中枢部では大和から河内へ大王墓が移動したと考えられているが、乙訓地域においても同時期に、旧来の首長権力に大きな変動があったことが古墳の動向から明らかになっており、畿内周辺部の首長墓について考察するうえで重要な遺跡である。

芝古墳は6世紀前葉の前方後円墳である。乙訓古墳群は地理的な要素から3つのグループに大別され、芝古墳は長岡グループに属す。この地域では中期末から後期にかけて墳丘規模が40m以下の前方後円墳が相次いで造営された。背景には政治的な有力集団の興隆が想定され、芝古墳はこの一群に位置づけられる。また、北山城地域で最も古く畿内型式の横穴式石室が造られた古墳として注目されている。

(1) 史跡指定年月日

史跡 天皇の杜古墳

大正11年3月8日指定（内務省告示第49号）

史跡 恵解山古墳

昭和56年10月13日（文部省告示第156号）

史跡 寺戸大塚古墳

平成27年3月10日（文部科学省告示第38号）

史跡 乙訓古墳群

平成28年3月1日

（文部科学省告示第31号により統合，追加指定及び名称変更）

史跡 乙訓古墳群

平成30年2月13日

（文部科学省告示第19号により芝古墳追加指定及び名称変更）

(2) 史跡指定面積

1938.64㎡（内公有化済面積1938.64㎡）

(3) 位置図及び事業計画図等について

別紙のとおり

6 計画の与条件について

(1) 文化財の保護について

計画地は国の史跡であり，重要な文化財である。計画にあたっては，文化財であることを十分に理解し，文化財の毀損のおそれがないような整備計画を策定すること。

(2) 文化財の活用について

ア 文化財は保存だけではなく，その活用も求められる。計画にあたっては，計画地が歴史ファンのみならず，近隣住民や近隣の小中学生の歴史教材の場となり，また市民に親しまれるような史跡公園となるよう策定すること。

イ 芝古墳は史跡乙訓古墳群の一つであるため，乙訓古墳群全体と調和の取れた計画とすること。

(3) 本格整備までの仮整備

本業務委託は，あくまで仮整備のための基本計画策定であるため，計画にあたっては，将来実施される本格整備を考慮して策定すること。

(4) 景観への配慮

眺望景観保全地域における建築物の形態意匠の制限に配慮すること。

(5) その他

基本計画案については，複数案を提示すること。

7 委託業務の内容について

(1) 現況調査

ア 敷地等の調査

計画地及び周辺地について、既存建築物その他障害物等を対象とし、以下のとおり現況を把握する。

- (ア) 周辺地について、隣接建築物等の用途及び規模等を調査する。
- (イ) 計画地について、必要に応じて軽易な測量を含む現地調査（地盤面の高さの調査を含む。）を行い、現況を把握する。
- (ウ) 計画地について、植栽及び囲障等の障害物の有無等を確認する。図面に記載なき障害物等があった場合、形状寸法を調査のうえ、図面等に図示する。

イ 法規制等の調査

都市計画、景観、その他施設整備に係る法規制等の調査を行い、基本計画の具体化に当たっての問題点を抽出して整理し、解決方法を検討する。また、必要に応じて関係機関との協議を行う。

(2) 基本計画の策定について

ア 仮整備について

(ア) 案内板の設置について

案内板のデザイン、大きさ、設置数、設置箇所等、計画地が重要な史跡であることをガイドランスできる最適な手法について提案すること。

また、見学者の最適な見学ルートを考慮し、計画を作成すること。

(イ) 遺構の明示について

史跡の構成要素である遺構の最適な明示方法について提案すること。

(ウ) 雑草の抑制について

雑草繁茂の抑制方法について提案すること。

(エ) 安全管理について

近隣境界のフェンス設置及び監視カメラ等の設置等、安全管理について提案すること。

(オ) 近隣住民との調整について、提案すること。

(カ) その他

その他、仮整備をするうえで必要な事項を提案すること。

イ 具体的な整備スケジュールについて

ウ 整備費用について

8 業務体制

- (1) 受託者は、受託業務の遂行を総括する統括責任者を定めること。
- (2) 統括責任者は、常に業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮監督し、業務の円滑な進捗よくに努めること。

なお、統括責任者は、国指定史跡の整備設計の経験者であること。

- (3) 主任技術者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する実務経験3年以上のものとする。
- (4) 受託者は、統括責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに委託者に届出を行い、変更について事前に委託者の承認を受けなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に必要なノウハウを確実に継承し、特別な事情により、統括責任者を変更する場合においても業務の遂行に支障のないよう、事前及び業務中の教育を万全に行う。

9 業務進行及び管理

- (1) 受託者は、業務の着手に先立ち、委託者と協議・調整のうえ、次の書類を提出する。
 - ア 業務工程表 2部
 - イ 本業務の担当者名簿 2部
(氏名、保有資格、実務経験年数及び同種類似業務実績が分かるもの)
- (2) 業務の実施に当たっては、逐次、委託者と協議を行い、委託者の指示により、業務を進める。また、受託者は委託者や関係機関等と協議を行った場合は、速やかに協議録を作成し、本市担当職員に提出する。
- (3) 協議資料については、原則、紙資料6部及び電子データで提出する。
- (4) 受託者は、本業務に係る調査及び提案等の成果について、委託者が別に定める日までに資料提出を行うこと。
- (5) 受託者は、業務が完了時、成果品と共に、次の書類を提出する。
 - ア 業務完了届 2部
 - イ 成果品納入届 1部
 - ウ 請求書 1部
 - エ 振込依頼書 1部(必要な場合)
- (6) 受託者(本業務に従事した全ての者を含む。)は、本業務委託を通して知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。

なお、本業務委託契約が完了した後についても、同様とする。
- (7) 成果品に係る著作権は、本市に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (8) 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

10 費用負担

受託者は、業務を遂行するに当たり、必要な備品、消耗品の費用を負担する。また、本業務に係る一切の費用については、本業務の委託料に含む。

11 貸与物品について

(1) 委託者は、委託契約後、委託業務の遂行に当たり必要となる次の資料を受託者に貸与する。

- ア 公図
- イ 測量図
- ウ 埋蔵文化財発掘調査報告書

(2) 受託者は、委託業務が完了した後又は当該委託契約が解除された後、速やかに貸与を受けた資料を委託者に返還しなければならない。

なお、委託者から貸与を受けた資料を複写した場合においても、同様とする。

12 成果品

(1) 納入する成果品

- | | |
|-------------------|-----------|
| ア 業務報告書 | 3部 |
| イ 実施設計見積案 | 1部 |
| ウ 基本計画案及び基本計画案資料編 | 10部 |
| エ 基本計画概要版 | 8ページ程度50部 |

(2) 留意事項

ア 報告書及び基本計画案のサイズは、原則A4版両面複写とし、図面はA3版又はA4版とする。

イ 電子文書は、閲覧ファイル、図面CADデータ（オリジナルとSXF）及びPDFデータを「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領（案）（平成18年6月）」に基づき、CD-ROM（640Mb以上）を提出する。

なお、保存ケースとCD-ROM本体には、委託業務名、受注者名、履行期間及び索引を記載する。

ウ その他関係官庁との事前協議及び申請手続等の資料作成等に協力する。

13 委託料の支払

本市において成果品の検収が完了した後、受託者からの請求により支払う。

なお、前金払及び部分払は行わない。

14 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が調わない場合においては、委託者が定めるものとする。